

漁業許可申請の手引き

令和2年12月

沖縄県農林水産部水産課

目 次

1. 漁業許可の手続き（概要説明・申請時期等）	・・・ 1
2. 提出書類等について（漁業種類ごと）	・・・ 3
＜様式等＞	
①漁業許可申請書	・・・ 14
②申請理由書	・・・ 23
③適格性に関する申立書	・・・ 25
④漁業許可証返納誓約書	・・・ 33
⑤代表者選定届	・・・ 34
3. 承継許可	・・・ 35
4. 代船許可	・・・ 38
5. 内容変更許可	・・・ 41
6. 漁業許可証の書換え交付申請	・・・ 43
7. 漁業許可証の再交付申請	・・・ 47
8. 相続の届出	・・・ 49
9. 休業の届出	・・・ 54

漁業許可の手続き

- ・次の①～⑪に該当する漁業を操業する者は、知事の許可を受ける必要があります。
 - ・令和2年12月1日より許可制度の見直しがあり、県のホームページに掲載される公示の内容（操業区域、許可すべき漁業者の数、総トン数及び申請期間等の定めるもの。）に基づいて、許可申請を行うこととなりましたので、申請を予定している方はあらかじめ公示の有無およびその内容について確認した上で申請を行ってください。
 - ・なお、①～⑤の漁業の許可の更新をする場合は、公示に基づかない申請が可能ですが、許可の有効期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に申請する必要があります。
- ①いるか漁業（10 t未満の船舶を使用するものに限る。定数6隻。）
 - ②まぐろはえ縄漁業（5 t以上20 t未満の船舶を使用するものに限る。）
 - ③かつお一本釣漁業（5 t以上20 t未満の船舶を使用するものに限る。）
 - ④底魚一本釣漁業（5 t以上20 t未満の船舶を使用するものに限る。）
 - ⑤固定式刺網漁業（共同漁業権外の区域において3 t未満の漁船を使用する場合に許可が必要。ただし、組合員行使権に基づき共同漁業権内で操業する場合は、知事の許可は不要。）
 - ⑥小型まき網漁業（5 t未満の船舶を使用するものに限る。定数0隻。）
 - ⑦さんご漁業（素潜りでソフトコーラルを採捕する場合又は無人潜水艇等を使用して深海さんごを採捕する場合に許可が必要。深海さんごはその他の漁法での採捕については許可しない。）
 - ⑧潜水器漁業（ただし、追込網・小型定置・敷網・刺網の操業のためだけ、もしくはモズク養殖や魚類養殖の際の漁具の設置・収穫などのためだけに潜水器を使用する場合は、許可不要。）
 - ⑨小型定置網漁業（建干網を含む。）
 - ⑩敷網漁業（スクを採捕するものと、スズメダイ類を祭事目的のみで採捕するものは除く。）
 - ⑪追込網漁業（スクを採捕するものと、スズメダイ類を祭事目的のみで採捕するものは除く。）

申請書の作成要領

- 申請者** 住所は、住民票（法人の場合、登記簿本）の住所を記入してください。氏名または名称は、必ずフリガナを付けてください。印鑑は、**実印**を使用してください。
- 手数料** 全ての許可申請について、申請手数料として2,900円（沖縄県収入証紙）を申請書に貼付してください。
1. **漁業種類** 上記①から⑪までの中から該当する漁業種類を記入してください。
 2. **操業区域** 公示された内容に基づき操業区域を記入してください。
 3. **漁獲物の種類** 漁獲目的とする主な魚種を3種類程度記入してください。
 4. **漁業時期** 「1月から12月まで」と記入してください。
 5. **漁業根拠地** 漁業根拠地を市町村名で記入してください。
 6. **漁具の種類、規模及び数** 記載例を参考に使用する漁具を具体的に記入して下さい。
 7. **使用する船舶** 使用する船舶の漁船登録番号、漁船名、トン数を記入してください。
 8. **火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力**
集魚灯を利用する場合等に、電灯の数や電力（ワット数）を記載してください。
 9. **潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置** 記載例を参照。
 10. **魚群探知機の有無** 魚群探知機の有無について、「有」又は「無」と記入してください。

許可申請の時期等について

1. いるか漁業		時 期															
	(1) 新規で許可を受けるとき 公示の内容に基づいて申請する	—															
	(2) 許可を更新するとき 有効期間の満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間	7月～8月															
2. まぐろはえ縄漁業、固定式刺網漁業																	
	(1) 新規で許可を受けるとき 公示の内容に基づいて申請する	要調整															
	(2) 許可を更新するとき 有効期間の満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間	許可者によって異なる															
3. かつお一本釣漁業、底魚一本釣漁業																	
	(1) 新規で許可を受けるとき 公示の内容に基づいて申請する	随時															
	(2) 許可を更新するとき 有効期間の満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間	許可者によって異なる															
4. さんご漁業（深海サンゴ）																	
	(1) 新規で許可を受けるとき 公示の内容に基づいて申請する	要調整															
	(2) 許可を更新するとき 公示の内容に基づいて申請する	要調整															
5. 潜水器漁業、さんご漁業（ソフトコーラル）																	
	(1) 新規で許可を受けるとき 公示の内容に基づいて申請する	4、10月（予定）															
	(2) 許可を更新するとき 公示の内容に基づいて申請する（事前確認あり）	1、4、7、10月（予定） <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <table style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">許可満了日</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">申請</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3～ 5月</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">1月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6～ 8月</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">4月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">9～ 11月</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">7月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">12～ 2月</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">10月</td> </tr> </table> </div>	許可満了日		申請	3～ 5月	→	1月	6～ 8月	→	4月	9～ 11月	→	7月	12～ 2月	→	10月
許可満了日		申請															
3～ 5月	→	1月															
6～ 8月	→	4月															
9～ 11月	→	7月															
12～ 2月	→	10月															
6. 小型定置網漁業、敷網漁業、追込網漁業																	
	(1) 新規で許可を受けるとき 公示の内容に基づいて申請する	随時															
	(2) 許可を更新するとき 公示の内容に基づいて申請する	随時															

提出書類チェックシート（いるか漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
<p>（1）2人以上で共同経営する場合</p> <p>⑥ 代表者選定届</p> <p>※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。</p>	
3. 申請手続きの時期等	
<p>（1）新規で申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、必要に応じて行う。 ・ 公示により許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 	
<p>（2）継続（更新）のため申請をする場合</p> <p>① 有効期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記期間内に許可申請を行わない場合は、新規扱いとなり公示に基づいた申請が必要となるので、注意すること。 	
<p>（3）承継許可の申請</p> <p>① 許可を受けている船を譲り受けた場合で、許可を受けた者（前所有者）から漁業の許可も引き継ぐ場合は、承継許可の申請をすることにより、当該許可を受けることができる。</p> <p>（必要書類は承継許可に関する頁を参照）</p>	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（まぐろはえ縄漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
<p>（1）2人以上で共同経営する場合</p> <p>⑥ 代表者選定届</p> <p>※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。</p>	
3. 申請手続きの時期等	
<p>（1）新規で申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、要望や資源状況などを勘案した上で必要に応じて行う。 ・ 公示により許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 	
<p>（2）継続（更新）のため申請をする場合</p> <p>① 有効期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記期間内に許可申請を行わない場合は、新規扱いとなり公示に基づいた申請が必要となるので、注意すること。 	
<p>（3）承継許可の申請</p> <p>① 許可を受けている船を譲り受けた場合で、許可を受けた者（前所有者）から漁業の許可も引き継ぐ場合は、承継許可の申請をすることにより、当該許可を受けることができる。</p> <p>（必要書類は承継許可に関する頁を参照）</p>	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（かつお一本釣漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
(1) 2人以上で共同経営する場合	
⑥ 代表者選定届 <div style="margin-left: 20px;">※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。</div>	
3. 申請手続きの時期等	
(1) 新規で申請をする場合	
① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する <div style="margin-left: 20px;">・申請は、随時行うことができる。</div>	
(2) 継続（更新）のため申請をする場合	
① 有効期間満了日の <u>3ヶ月前から1ヶ月前まで</u> に申請を行う。 <div style="margin-left: 20px;">・上記期間内に許可申請を行わない場合は、新規扱いとなり公示に基づいた申請が必要となる。</div>	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（底魚一本釣漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
(1) 2人以上で共同経営する場合	
⑥ 代表者選定届 ※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。	
3. 申請手続きの時期等	
(1) 新規で申請をする場合 ① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する ・申請は、随時行うことができる。	
(2) 継続（更新）のため申請をする場合 ① 有効期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請を行う。 ・上記期間内に許可申請を行わない場合は、新規扱いとなり公示に基づいた申請が必要となる。	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（固定式刺網漁業）

1. 提出書類 ※原則、共同漁業権外で操業する場合のみが許可の対象	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤操業区域図（海図等に操業予定位置を示したもの）	
⑥漁具図（網の長さ、高さ、網目の大きさ等）	
⑦漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
<p>（1）2人以上で共同経営する場合</p> <p>⑧ 代表者選定届</p> <p>※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。</p> <p>また、④について共同経営者全員分を提出すること。</p>	
<p>（2）共同漁業権内で操業する場合</p> <p>⑨ 漁業権者（漁協）の同意書</p>	
3. 申請手続きの時期等	
<p>（1）新規で申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、要望や資源状況などを勘案した上で必要に応じて行う。 ・ 公示により許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 	
<p>（2）継続（更新）のため申請をする場合</p> <p>① 有効期間満了日の<u>3ヶ月前から1ヶ月前</u>までに申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記期間内に許可申請を行わない場合は、新規扱いとなり公示に基づいた申請が必要となるので、注意すること。 	
<p>（3）承継許可の申請</p> <p>① 許可を受けている船を譲り受けた場合で、許可を受けた者（前所有者）から漁業の許可も引き継ぐ場合は、承継許可の申請をすることにより、当該許可を受けることができる。</p> <p>（必要書類は承継許可に関する頁を参照）</p>	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（さんご漁業（深海さんご））

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤事業計画書	
⑥収支計画書	
⑦財産目録、財産状態明示書	
⑧無人潜水艇（ROV）等の資料（カタログ・調達状況を説明するもの等）	
⑨漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
（1）2人以上で共同経営する場合	
⑩ 代表者選定届 ※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。	
3. 申請手続きの時期等	
（1）新規で申請をする場合	
① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、要望や資源状況などを勘案した上で必要に応じて行う。 ・ 公示により許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 	
（2）更新のため申請をする場合	
上記①と同様。	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（さんご漁業（ソフトコーラル））

1. 提出書類	チェック欄															
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付																
②適格性に関する申立書																
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの																
④印鑑登録証明書																
⑤漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合																
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄															
3. 申請手続きの時期等																
<p>(1) 新規で申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、<u>毎年4月、10月</u>に予定。 ・ 公示により許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 																
<p>(2) 更新のため申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、<u>毎年1月、4月、7月、10月</u>に予定。（当面の間） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">満了日</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">申請</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">3～5月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">1月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">6～8月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">4月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">9～11月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">7月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">12～2月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">10月</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示により許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 ・ 公示された申請期間内に申請をしない場合は、次の公示まで申請できなくなるため、注意すること。 	満了日	→	申請	3～5月	→	1月	6～8月	→	4月	9～11月	→	7月	12～2月	→	10月	
満了日	→	申請														
3～5月	→	1月														
6～8月	→	4月														
9～11月	→	7月														
12～2月	→	10月														
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。																

提出書類チェックシート（潜水器漁業）

1. 提出書類	チェック欄															
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付																
②適格性に関する申立書																
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの																
④印鑑登録証明書																
⑤漁業権者（漁協）の同意書 ※漁業権外の区域のみで操業する場合は不要																
⑥漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合																
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄															
3. 申請手続きの時期等																
<p>（1）新規で申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、毎年4月、10月に予定。 ・ 操業区域毎に許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 																
<p>（2）更新のため申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示は、毎年1月、4月、7月、10月に予定。（当面の間） <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table style="border: none; margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">満了日</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">申請</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">3～5月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">1月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">6～8月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">4月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">9～11月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">7月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">12～2月</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">10月</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業区域毎に許可すべき数が設定され、その範囲内で許可される。 ・ 申請数が公示した数を上回った場合は、優先順位付けを行って、許可すべき者が決定される。 ・ 公示された申請期間内に申請をしない場合は、次の公示まで申請できなくなるため、注意すること。 	満了日	→	申請	3～5月	→	1月	6～8月	→	4月	9～11月	→	7月	12～2月	→	10月	
満了日	→	申請														
3～5月	→	1月														
6～8月	→	4月														
9～11月	→	7月														
12～2月	→	10月														
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。																

提出書類チェックシート（小型定置網漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業権者（漁協）の同意書	
⑥操業区域図（海図等に操業予定位置を示したもの）	
⑦漁具図（定置網の構造、大きさ等を表記すること。）	
⑧漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
（1）2人以上で共同経営する場合	
⑨ 代表者選定届 ※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。	
3. 申請手続きの時期等	
（1）新規で申請をする場合	
① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する ・申請は、随時行うことができる。	
（2）更新のため申請をする場合	
上記①と同様。	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（敷網漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業権者（漁協）の同意書	
⑥操業区域図（海図等に操業予定位置を示したもの）	
⑦漁具図（網の構造、大きさ等を表記すること。）	
⑧漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
（1）2人以上で共同経営する場合	
⑨ 代表者選定届 ※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。 また、④について共同経営者全員分を提出すること。	
3. 申請手続きの時期等	
（1）新規で申請をする場合	
① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する ・申請は、随時行うことができる。	
（2）更新のため申請をする場合	
上記①と同様。	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

提出書類チェックシート（追込網漁業）

1. 提出書類	チェック欄
①漁業許可（起業認可）申請書 ※県証紙2,900円分を貼付	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（新規又は更新）※手続きに応じたもの	
④印鑑登録証明書 ※法人の場合は、登記簿謄本、定款、役員全員の住民票	
⑤漁業権者（漁協）の同意書	
⑥操業区域図（海図等に操業予定位置を示したもの）	
⑦漁具図（網の構造、大きさ等を表記すること。）	
⑧漁業許可証の返納誓約書 ※更新の場合	
2. 状況に応じて必要な書類	チェック欄
<p>（1）2人以上で共同経営する場合</p> <p>⑨ 代表者選定届</p> <p style="margin-left: 20px;">※共同経営の場合は、上記①～③について連名で作成すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、④について共同経営者全員分を提出すること。</p>	
3. 申請手続きの時期等	
<p>（1）新規で申請をする場合</p> <p>① 県のホームページに掲載される公示の内容に基づいて申請する</p> <p style="margin-left: 20px;">・申請は、随時行うことができる。</p>	
<p>（2）更新のため申請をする場合</p> <p>上記①と同様。</p>	
4. その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	

漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話

下記により

漁業の許可（起業認可）を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類 漁業
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 漁業時期 1月～12月
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、規模および数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無 有 ・ 無

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

記載例

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

下記により **まぐろはえ縄** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類 **まぐろはえ縄** 漁業

2 操業区域 **沖縄県地先海面**

3 漁獲物の種類 **クロマグロ、メバチ、キハダ、...**

4 漁業時期 **1月~12月**

5 漁業根拠地 **〇〇市**

6 漁具の種類、規模および数

**鉢の数、一鉢あたりの枝縄の本数、枝縄間の距離、操業人数を記入
(例) 10鉢、10本付け、枝縄間50m、3人**

7 使用する船舶

(1) 船名 **〇×丸**
(2) 漁船登録番号 **ON2-98765**
(3) 船舶総トン数 **8.9トン**

8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力

無

9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置

無

10 魚群探知器の有無

有

・

無

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記により **かつお一本釣** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類 **かつお一本釣** 漁業2 操業区域 **沖縄県地先海面**3 漁獲物の種類 **カツオ**4 漁業時期 **1月~12月**5 漁業根拠地 **〇〇市**

6 漁具の種類、規模および数

散水装置、竿の数、操業人数
(例) 散水装置、竿〇本、操業3人

7 使用する船舶

- (1) 船 名 **〇×丸**
 (2) 漁船登録番号 **ON2-98765**
 (3) 船舶総トン数 **8.9トン**

8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力

無

9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置

無

10 魚群探知器の有無

有

・ 無

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記により **底魚一本釣** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類 **底魚一本釣** 漁業
- 2 操業区域 **沖縄県地先海面**
- 3 漁獲物の種類 **(この漁業で主に漁獲する漁獲物1~3種程度を記載)**
- 4 漁業時期 **1月~12月**
- 5 漁業根拠地 **〇〇市**
- 6 漁具の種類、規模および数
釣機の有無、操業人数
(例)竿〇本、釣機〇台、操業3人
- 7 使用する船舶
 - (1) 船 名 **〇×丸**
 - (2) 漁船登録番号 **ON2-98765**
 - (3) 船舶総トン数 **8.9トン**
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
無
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置
無
- 10 魚群探知器の有無 **(有)** ・ 無

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

記載例

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

下記により **潜水器** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類 **潜水器** 漁業

公示の内容に基づき、操業区域を正確に記載すること。

2 操業区域 **沖縄県地先海面(共同〇号及び共同漁業権外)**

3 漁獲物の種類 **(この漁業で主に漁獲する漁獲物1~3種程度を記載)**

4 漁業時期 **1月~12月**

5 漁業根拠地 **〇〇市**

6 漁具の種類、規模および数

水中銃、空気ポンペ12L/本(1回2本)(簡易潜水器の場合、漁具にポンペ等の情報記入)

7 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数

**〇×丸
ON3-12345678
1.5トン**

船舶を使用する場合は、漁船登録されている船を記載すること。(複数ある場合は1隻で可)

8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力

無

9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置

簡易潜水器(ポンベ式) または 潜水器(フーカー式) と記載

10 魚群探知器の有無

有

・

(無)

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

記載例

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

下記により **さんご (77ト-7L)** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類 **さんご (77ト-7L)** 漁業
- 2 操業区域 **沖縄県地先海面**
- 3 漁獲物の種類 **(この漁業で主に漁獲する漁獲物1~3種程度を記載)**
- 4 漁業時期 **1月~12月**
- 5 漁業根拠地 **〇〇市**
- 6 漁具の種類、規模および数

(使用する道具を具体的に記載する。)

7 使用する船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数

〇×丸
ON3-12345678
1.5トン

船舶を使用する場合は、漁船登録されている船を記載すること。(複数ある場合は1隻で可)

8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力

無

9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置

無

10 魚群探知器の有無

有

・

⊖

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

下記により **小型定置網** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類 **小型定置網** 漁業
- 2 操業区域 **共同第〇号内**
- 3 漁獲物の種類 **(この漁業で主に漁獲する漁獲物1~3種程度を記載)**
- 4 漁業時期 **1月~12月**
- 5 漁業根拠地 **〇〇市**
- 6 漁具の種類、規模および数
網の種類、網設置位置の最深部の水深、操業する人数、設置する網の数
(例) (建干網・ます網等)、水深〇〇m、3人で操業、2ヶ統(別添図面)
- 7 使用する船舶 (申請書の他、網の形状図および設置場所の図を添付)
 - (1) 船名 **〇×丸**
 - (2) 漁船登録番号 **ON3-12345678**
 - (3) 船舶総トン数 **1.5トン**
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
無
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置
(ポンベを使うなら「簡易潜水器(〇〇L/本を1人1回〇本使用)」と記載)
- 10 魚群探知器の有無 有 ・ **(無)**

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

記載例

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

下記により **追込網** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類 **追込網** 漁業
- 2 操業区域 **共同第〇号内**
- 3 漁獲物の種類 **(この漁業で主に漁獲する漁獲物1~3種程度を記載)**
- 4 漁業時期 **1月~12月**
- 5 漁業根拠地 **〇〇市**
- 6 漁具の種類、規模および数

公示の内容に基づき、操業区域を正確に記載すること。

網の形状、操業する位置のおおよその水深、網目の大きさ、素潜りか潜水器か、何人で操業か
(例) **袋網、水深〇〇m、網目〇〇mm、素潜り、3人で操業**

- 7 使用する船舶 (申請書その他、網の形状図および操業箇所の図を添付)
 - (1) 船名 **〇×丸**
 - (2) 漁船登録番号 **ON3-12345678**
 - (3) 船舶総トン数 **1.5トン**

- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力

無

- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置

(ポンベを使うなら「簡易潜水器(〇〇L/本を1人1回〇本使用)」と記載)

- 10 魚群探知器の有無 有 ・ **無**

沖縄県証紙貼付 2,900円分

漁業許可(起業認可)申請書

記載例

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

下記により **敷** **網** 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類

敷

網 漁業

公示の内容に基づき、操業区域を正確に記載すること。

2 操業区域

共同第〇号内

3 漁獲物の種類

(この漁業で主に漁獲する漁獲物1~3種程度を記載)

4 漁業時期

1月~12月

5 漁業根拠地

〇〇市

6 漁具の種類、規模および数

網の形状、操業する位置のおおよその水深、網目の大きさ、素潜りか潜水器か、何人で操業か
(例) **網網目〇〇mm、素潜り、3人で操業**

7 使用する船舶

(申請書その他、網の形状図および操業箇所の図を添付)

(1) 船名

〇×丸

(2) 漁船登録番号

ON3-12345678

(3) 船舶総トン数

1.5トン

8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力

無

9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類型式及び送気装置

(ポンベを使うなら「簡易潜水器(〇〇L/本を1人1回〇本使用)」と記載)

10 魚群探知器の有無

有

・

無

沖縄県証紙貼付 2,900円分

申請理由書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

申請理由

私はこの度、新規で 漁業を営みたく申請書類を添えて申請します。
私のこれまでの漁業の就業状況は、下記のとおりです。

記

(該当する番号に○をつける。)

1. 当該漁業の許可を受けて営んだ又は従事した経験がある
2. 漁業を営んでいる(当該漁業の許可を受けたことはない。)
3. 上記1、2以外

申請理由書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

申請理由

私は現在、下記のとおり 漁業の許可を受けておりますが、
有効期間満了後も引き続き当該漁業を営みたく、関係書類を添えて申請します。

記

(許可の状況を記載)

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 漁業種類 | 漁業 |
| 2. 漁業許可番号 | 沖 第 一 号 |
| 3. 漁船名 | |
| 4. 漁船登録番号 | ON 一 |

適格性に関する申立書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

実印

- ・法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- ・二者以上共同して申請する場合は全員記入すること。

沖縄県漁業調整規則第10条第1項に定める許可又は起業の認可についての適格性に関する状況は以下のとおりであることを申し立てます。

1. 漁業に関する法令の遵守

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	漁業に関する法令の違反の有無 (※1)
	無 ・ 有
	無 ・ 有

いずれかに○をつける

- ※2者以上で申請する場合で欄が足りない場合は適宜欄を増やすこと。
- ※有の場合、違反状況についてそれぞれ別紙1に記入すること。

2. 労働に関する法令の遵守

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	労働に関する法令の違反の有無 (※1)
	無 ・ 有
	無 ・ 有

いずれかに○をつける

- ※2者以上で申請する場合で欄が足りない場合は適宜欄を増やすこと。
- ※有の場合、違反状況についてそれぞれ別紙1に記入すること。

(※1) 法令の違反がある場合は、過去5年以内のものを記入すること。

3. 暴力団員等について

暴力団員等に該当する者であるか	無 ・ 有
(法人の場合) その役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者がいるか	無 ・ 有
暴力団員等がその事業活動を実質上支配する者であるか	無 ・ 有

いずれかに○をつける

いずれかに○をつける

いずれかに○をつける

(裏面へ続く)

【注意事項】

漁業関係法令リスト

- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
- A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
- A3. 鱘虎鯢鮓獣猟獲取締法(明治45年法律第21号)
- A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
- A5. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
- A6. 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律77号)
- A7. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
- A8. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律103号)

他これらの法律に基づく命令

- A9. 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
- A10. 特定入出計り漁業等の取締りに関する省令(平成9年農林水産省令第54号)
- A11. 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)
- A12. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
- A13. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
- A14. いるか猟獲取締規則(昭和34年農林省令第4号)
- A15. 「タラバ」蟹類採捕取締規則(昭和8年農林省令第9号)
- A16. 各都道府県漁業調整規則
- A17. 各都道府県内水面漁業調整規則

労働関係法令リスト

- B1. 健康保険法(大正11年法律第70号)
- B2. 船舶安全法(昭和8年法律第11号)
- B3. 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- B4. 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)
- B5. 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- B6. 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- B7. 船員法(昭和22年法律第100号)
- B8. 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)
- B9. 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)
- B11. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- B12. 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- B13. 他これらの法律に基づく命令

1申請ごとに
1枚作成します。

適格性に関する申立書

記載例

沖縄県知事 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入日

住所 沖縄県那覇市1-1-1

氏名 水産 太郎

印

〔・法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
・二者以上共同して申請する場合は全員記入すること。〕

沖縄県漁業調整規則第10条第1項に定める許可又は起業の認可についての適格性に関する状況は以下のとおりであることを申し立てます。

1. 漁業に関する法令の遵守

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	漁業に関する法令の違反の有無 (※1)
水産 太郎	無 ・ 有
	無 ・ 有

いずれかに○をつける

右上に記載した許可等申請者全員の
氏名を記入します。

※2者以上で申請する場合で欄が足りない場合は適宜欄を増やすこと。

※有の場合、違反状況についてそれぞれ別紙1に記入すること。

2. 労働に関する法令の遵守

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	労働に関する法令の違反の有無 (※1)
水産 太郎	無 ・ 有
1と同じように記載します。	

いずれかに○をつける

違反がある場合は、別紙1も作成すること。

※2者以上で申請する

※有の場合、違反状況についてそれぞれ別紙1に記入すること。

(※1) 法令の違反がある場合は、直近の違反行為の違反年月日から起算して過去5年以内(平成19年8月1日以降)のものを記入

3. 暴力団員等について

暴力団員等に該当する者であるか	無 ・ 有
(法人の場合) その役員又は使用人のうちに暴力団員 等に該当する者がいるか	無 ・ 有
暴力団員等がその事業活動を実質上支 配する者であるか	無 ・ 有

いずれかに○をつける

いずれかに○をつける

いずれかに○をつける

(裏面へ続く)

漁業関係法令リスト

- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
- A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
- A3. 臘虎腦膵獸獵獲取締法(明治45年法律第21号)
- A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
- A5. 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
- A6. 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律77号)
- A7. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
- A8. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律103号)
- 他これらの法律に基づく命令
 - A9. 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
 - A10. 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)
 - A11. 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)
 - A12. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
 - A13. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
 - A14. いか猟獲取締規則(昭和34年農林省令第4号)
 - A15. 「タラバ」蟹類採捕取締規則(昭和8年農林省令第9号)
 - A16. 各都道府県漁業調整規則
 - A17. 各都道府県内水面漁業調整規則

労働関係法令リスト

- B1. 健康保険法(大正11年法律第70号)
- B2. 船舶安全法(昭和8年法律第11号)
- B3. 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- B4. 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)
- B5. 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- B6. 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- B7. 船員法(昭和22年法律第100号)
- B8. 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)
- B9. 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)
- B11. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- B12. 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- B13. 他これらの法律に基づく命令

(別紙)

漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について

年 月 日

沖縄県知事 殿

(申告者)

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

過去5年間の漁業に関する法令違反及び労働に関する法令違反の状況については、下記のとおりで間違いありません。
なお、許可及び認可の期間中に違反があった場合には、確定した処分の通知を受けた日から14日以内に、これまで申告した違反状況に追加して申告いたします。

1. 漁業に関する法令の違反状況

Table with columns: 根拠法令 (※1), 違反条項 (条項号), 違反年月日, 確定判決日, 確定判決の内容, 両罰規定に該当する場合は□にチェックを入れること。(※2), 行政処分 処分通知日 (※3). It contains four rows of data for violations, each with a checkbox for double penalty provisions.

【注意事項】

- (※1) 根拠法令は、下記「漁業関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。
(※2) ここでいう両罰規定とは、事業主である法人又は人が漁業関係法令に違反する行為を行い罰金刑に処せられた場合において、その法人又は人の従業員等が当該違反により禁錮以上の刑に処せられることをいう。(漁業法第145条)
(※3) 農林水産大臣及び沖縄県知事の処分に限る

漁業関係法令リスト

- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
A3. 鱷虎鬚納黙獺獲取締法(明治45年法律第21号)
A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
A5. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
A6. 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律77号)
A7. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
A8. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律103号)
他これらの法律に基づく命令
A9. 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
A10. 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)
A11. 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)
A12. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
A13. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
A14. いるか獺獲取締規則(昭和34年農林省令第4号)
A15. 「タラバ」蟹類採捕取締規則(昭和8年農林省令第9号)
A16. 各都道府県漁業調整規則
A17. 各都道府県内水面漁業調整規則

(労働関係法令違反状況は裏面へ)

2. 労働に関する法令の違反状況

根拠法令 (※3)	違反条項 (条項号)	違反年月日	司法処分				
			確定判決日	確定判決の内容			両罰規定に該当する場合は□にチェックを入れること。(※4)
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月 日		

【注意事項】

(※3) 根拠法令は、下記「労働関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。

(※4) ここでいう両罰規定とは、事業主である法人又は人が労働関係法令に違反する行為を行い罰金刑が処せられた場合で、その法人又は人の従業員等が当該違反により禁錮以上の刑に処せられる場合をいう。(漁業法第145条)

労働関係法令リスト

- B1. 健康保険法（大正11年法律第70号）
- B2. 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- B3. 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- B4. 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
- B5. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- B6. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- B7. 船員法（昭和22年法律第100号）
- B8. 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
- B9. 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
- B11. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- B12. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- B13. 他これらの法律に基づく命令

許可の数や種類に関わらず、違反行為がある者について、1人1枚作成します。

漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について

記載例

沖縄県知事 殿

記入日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申告者)

住所 沖縄県那覇市1-1-1

氏名 水産 太郎

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

違反行為の根拠法令を下記リストから選んで、番号を記入してください。

過去5年間の漁業に関する法令違反及び労働に関する法令違反の状況については、下記のとおりで間違いありません。なお、許可及び認可の期間中に違反があった場合には、確定した処分の通知を受けた日から14日以内に、これまで申告した違反状況に追加して申告いたします。

判決が出た後、裁判所から届く処分確定の通知を見ながら記入してください。判決がまだ出ていないものについては解る範囲で記入してください。

1. 漁業に関する法令の違反状況

根拠法令 (※1)	違反条項 (条項号)	違反年月日	司法処分			両罰規定に該当する場合は□にチェックを入れること。(※2)	行政処分 処分通知日 (※3)
			確定判決日	確定判決の内容			
A5	5条1項	平成16年	平成17年	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	□	年 月 日	
	18条1項	7月22日	6月23日	年 月 日 200万円			
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
被処分者と申告者の関係		処分内容		懲役 禁固	年 月 日		
A8	29条1項	平成17年	平成18年	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	☑	年 月 日	
		5月26日	4月20日	年 月 日 50万円			
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
被処分者と申告者の関係		従業員		処分内容	懲役	年 10ヶ月	
年 月 日 年 月 日 懲役 禁固 罰金 科料 拘留 □ 年 月 日							
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
被処分者と申告者の関係		年 月 日 年 月 日		処分内容	懲役 禁固	年 月 日	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
以下余白であることが解るように斜線を引く。							
被処分者と申告者の関係		年 月 日 年 月 日		処分内容	懲役 禁固	年 月 日	

【注意事項】

- (※1) 根拠法令は、下記「漁業関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。
- (※2) ここでいう両罰規定とは、事業主である法人又は人が漁業関係法令に違反する行為を行い罰金刑に処せられた場合において、その法人又は人の従業員等が当該違反により禁錮以上の刑に処せられることをいう。(漁業法第145条)
- (※3) 農林水産大臣及び沖縄県知事の処分に限る。

漁業関係法令リスト

- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
- A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
- A3. 鱧虎鰐鰯獣獲取締法(明治45年法律第21号)
- A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
- A5. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
- A6. 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律77号)
- A7. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
- A8. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律103号)
- 他これらの法律に基づく命令
- A9. 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
- A10. 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)
- A11. 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)
- A12. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
- A13. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
- A14. いるか獲取締規則(昭和34年農林省令第4号)
- A15. 「タラバ」蟹類採捕取締規則(昭和8年農林省令第9号)
- A16. 各都道府県漁業調整規則
- A17. 各都道府県内水面漁業調整規則

(労働関係法令違反状況は裏面へ)

2. 労働に関する法令の違反状況

根拠法令 (※3)	違反条項 (条項号)	違反年月日	司法処分				
			確定判決日	確定判決の内容			両罰規定に該当する場合は□にチェックを入れること。(※4)
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月	ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月	ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月	ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留	年 月 日	円	
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。							
	被処分者と申告者との関係		処分内容	懲役 禁固	年 月	ヶ月	

【注意事項】

- (※3) 根拠法令は、下記「労働関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。
- (※4) ここでいう両罰規定とは、事業主である法人又は人が労働関係法令に違反する行為を行い罰金刑が処せられた場合で、その法人又は人の従業員等が当該違反により禁錮以上の刑に処せられる場合をいう。(漁業法第145条)

労働関係法令リスト

- B1. 健康保険法（大正11年法律第70号）
- B2. 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- B3. 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- B4. 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
- B5. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- B6. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- B7. 船員法（昭和22年法律第100号）
- B8. 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
- B9. 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
- B11. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- B12. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- B13. 他これらの法律に基づく命令

漁業許可証返納誓約書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

沖縄県漁業調整規則第30条の規定により、下記の漁業許可証を返納すべきですが、
(操業中 / 紛失) のため返納できません。
今後、(許可証を発見した時は / 新しい許可証が交付されたら / 操業を終わりましたら) 速やかに返納することを誓約します。

記

- | | | |
|----------|---------|----|
| 1 漁業種類 | | 漁業 |
| 2 漁業許可番号 | 沖 第 一 号 | |
| 3 許可年月日 | 年 月 日 | |
| 4 船名 | | |
| 5 漁船登録番号 | ON 一 | |

※本文のカッコ内の該当する部分を○で囲んで下さい。

代 表 者 選 定 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

下記のとおり
届け出ます。

漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、

記

代表者

住所

氏名

提出書類チェックシート（承継許可）

対象：まぐろはえ縄漁業、いるか漁業、固定式刺網漁業

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

	チェック欄
1. 必ず必要な書類	
①各漁業種類ごとに定める書類（各漁業ごとのチェックシートを参照）	
②申請理由書（承継）	
③漁業許可証（返納）（紛失した場合は返納誓約書）	
④廃業届（前許可者が作成）	
⑤印鑑登録証明書（申請者及び前許可者）	
2. 承継許可とは	
<p>まぐろはえ縄漁業、いるか漁業及び固定式刺網漁業について、許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受けてこれらの許可漁業を営もうとする場合は、承継許可の手続きによって許可を引き継ぐことができる。</p> <p>※制度上は、かつお一本釣漁業及び底魚一本釣漁業も承継許可の手続きの対象となるが、これらは随時新規の許可を受けることができるため、承継許可ではなく、公示に基づく新規の許可として申請を行う。</p>	

申請理由書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

申請理由

私はこの度、(前許可者名) (住所) が
所有する 船名 (トン) を譲り受け、当該漁業の許可を承継して当該漁業
を営みたく、沖縄県漁業調整規則第14条第1項第4号の規定に基づき関係書類を添えて申請し
ます。

また、(前許可者名) からの廃業届も併せて提出いたします。

記

(許可の状況を記載)

1. 漁業種類 漁業
2. 漁業許可番号 沖 第 一 号
3. 旧漁船名
新漁船名
4. 漁船登録番号 ON 一

廃業届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記船舶は、今般、新船舶所有者名 (住所)
が申請した 新船名 (トン) に対して、 漁業の
許可申請がなされたときは、その許可の日に当該漁業に使用することを廃止します。

記

1. 旧漁船名
2. 総トン数 トン
3. 許可番号 沖 第 一 号

提出書類チェックシート（代船許可）

対象：まぐろはえ縄漁業、いるか漁業、固定式刺網漁業

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

		チェック欄
1. 必ず必要な書類		
①各漁業種類ごとに定める書類（各漁業ごとのチェックシートを参照）		
②申請理由書（代船）		
③漁業許可証（返納）（紛失した場合は返納誓約書）		
④廃業届		
⑤印鑑登録証明書		
2. 代船許可とは		
<p>まぐろはえ縄漁業、いるか漁業及び固定式刺網漁業について、許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶で当該許可を営もうとする場合は、代船許可の手続きによって許可を別の船舶に引き継ぐことができる。</p> <p>また、許可を受けた船舶が滅失又は沈没した場合で、引き続き、当該許可漁業を営もうとする場合は、その事実が生じた日から6ヶ月以内に（許可の有効期間に限る）起業の認可の申請（使用する漁船を確保できない場合）をすることにより、定数の枠を確保し、認可に基づく許可を受ければ引き続き許可を営むことができる。使用する漁船が確保できる場合には、起業の認可の申請をせずに、すぐ許可申請をすることもできる。</p> <p>※制度上は、かつお一本釣漁業及び底魚一本釣漁業も代船許可の手続きの対象となるが、これらは随時新規の許可を受けることができるため、代船許可ではなく、公示に基づく新規の許可として申請を行う。</p>		

申請理由書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

申請理由

私はこの度、
漁業につき、新船名 (トン) の漁業の
許可(起業認可)を申請致します。

私は従来より、下記のとおり当該漁業を営んでおりましたが、
代船として 新船名 (トン) により同漁業の許可(起業認可)を受けたく、沖縄
県漁業調整規則第14条第1項 号の規定に基づき申請します。

記

(許可の状況を記載)

1. 漁業種類 漁業
2. 漁業許可番号 沖 第 一 号
3. 旧漁船名
新漁船名
4. 漁船登録番号 ON 一

※起業の認可の申請の場合、新船名は「未定丸」と記載すること。

廃業届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記船舶は、今般、私が申請した 新船名 (トン) に対して、
漁業の許可(起業の認可)がなされたときは、その許可(起業の認可)の
日に、当該漁業に使用することを廃止します。

記

1. 旧漁船名

2. 総トン数

トン

3. 許可番号

沖

第

一

号

提出書類チェックシート（内容変更許可申請）

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

		チェック欄
1. 必ず必要な書類		
①	漁業許可（起業認可）の内容変更許可申請書 県証紙2,400円分を貼付	
②	印鑑登録証明書	
2. 変更事由に応じて必要な書類		
（1）操業区域に変更がある場合		
	（ただし、小型定置網漁業、敷網漁業、追込網漁業に限る。）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権者の同意書 ・ 返納誓約書 	

下記の事項を変更する場合、許可証の内容変更申請が必要です。
（2,400円が手数料として必要です。）

- ・ 許可を受けた操業区域
（共同第〇号→ 共同△号 に変更の場合等）

漁業許可(起業認可)内容変更許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記により 漁業の許可(起業の認可)の変更について許可を受けた
いので、申請します。

記

1. 漁業種類 漁業
2. 許可(認可)番号 沖 第 - 号
3. 許可(認可)年月日 令和 年 月 日
4. 変更の内容

項目	現在の許可(認可)の内容	変更しようとする内容

5. 変更の時期

6. 変更の理由

提出書類チェックシート（漁業許可証の書換交付）

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

		チェック欄
1. 必ず必要な書類		
①	漁業許可証書換交付申請書	
②	返納誓約書	
2. 書換事由に応じて必要な書類		
(1) 氏名に変更があった場合		
	戸籍謄本	
(2) 住所に変更があった場合		
	住民票または区画整理による住所変更を証明するもの	
(3) 漁船名に変更があった場合		
	漁船登録票の写し（県外船の場合は、漁船原簿謄本）	
(4) 共同経営の代表者に変更があった場合		
	代表者変更届（印鑑登録証明書を添付）	
(5) 共同経営者が脱退した場合		
	共同経営者脱退届（印鑑登録証明書を添付）	
(6) 船舶の総トン数を変更した場合		
	総トン数変更後の漁船登録票の写し（県外船の場合は、漁船原簿謄本）	

漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記により 漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

1. 漁業種類 漁業
2. 許可番号 沖 第 - 号
3. 許可年月日 令和 年 月 日
4. 書換えの内容

項目	現在の許可証記載事項	書換えようとする事項

5. 書換えを必要とする理由

代 表 者 変 更 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

下記のとおり 年 月 日付け届け出の

漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、届け出ます。

記

旧代表者

住所

氏名

新代表者

住所

氏名

共同経営者の脱退届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

下記のとおり 年 月 日付け届け出の

漁業を共同で営んで参りましたが、今般、下記の者が共同経営から脱退することとなりましたので、届け出ます。

記

1. 脱退者

住所

氏名

2. 許可の状況

許可番号： 沖 第 一 号

漁船名：

漁船登録番号： ON 一

提出書類チェックシート（漁業許可証の再交付申請）

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

	チェック欄
1. 必ず必要な書類	
①漁業許可証再交付申請書	
②返納誓約書	
③印鑑登録証明書	

漁業許可証再交付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

下記の理由により漁業許可証の再交付を受けたいので、沖縄県漁業調整規則第28条の規定により申請します。

記

1. 漁業種類 漁業
2. 許可(認可)番号 沖 第 - 号
3. 許可(認可)年月日 令和 年 月 日
4. 船名
5. 漁船登録番号 ON -
6. 許可証を亡失(き損)した年月日
令和 年 月 日
7. 許可証を亡失(き損)した理由

提出書類チェックシート（相続の届出）

対象：まぐろはえ縄漁業、いるか漁業、固定式刺網漁業
かつお一本釣漁業、底魚一本釣漁業

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

	チェック欄
1. 必ず必要な書類	
①相続届	
②適格性に関する申立書	
③申請理由書（相続）	
④相続同意書	
⑤印鑑登録証明書（相続関係人全員分）	} 漁船登録の手続きと同時に手続きを行う場合は省略可能
⑥被相続人の戸籍謄本（現戸籍、原戸籍）	
⑦被相続人の住民票の除票	
⑧漁船原簿謄本（県外船の場合）	
2. 相続届とは	
<p>まぐろはえ縄漁業やいるか漁業等の対船許可について、許可を受けた者が死亡した場合に、許可を受けた船舶を相続し、引き続き当該漁業を営もうとする場合は、相続の事実が生じた日（死亡日）から2ヶ月以内に相続の届出を行う必要がある。</p>	

相 続 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

今般、
漁業許可の受有者であつた、
の死去に
伴い、下記のとおり私が相続しましたので、沖縄県漁業調整規則第27条の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

1. 相続発生年月日 令和 年 月 日
2. 漁業の種類 漁業
3. 漁船登録番号 ON -
4. 船名
5. 許可番号 沖 第 - 号
6. 相続による変更事項 許可受有者の変更
7. 変更事項の内容

事 項	変更前	変更後
許可受有者	氏名 住所	氏名 住所

相続同意書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

(氏名 住所 漁業 (沖 第 一 号) に係る許可受有者)の死亡により、
船名 (トン) の当該漁業の許可の承継については、下記の者が地位
の承継をすることに同意します。

記

相続人住所

相続人氏名

被相続人相続関係図

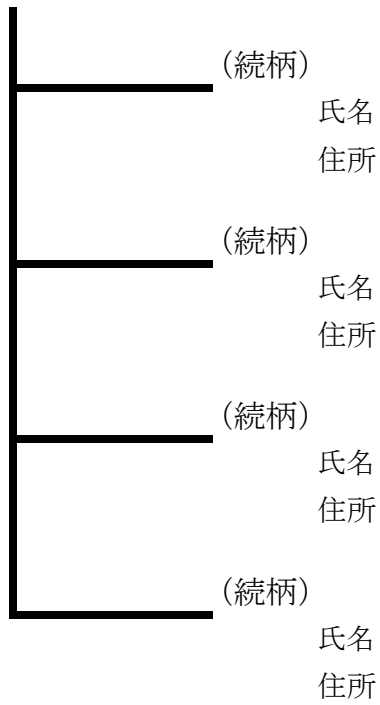
被相続人氏名：

生 年 月 日：

住 所：

本 籍：

(被相続人)



(妻・夫)
氏名
住所

申請理由書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

申請理由

私はこの度、(前所有者名)
相続し、同時に
を添えて申請します。

が所有する 船名 (トン)を
漁業の許可を承継して当該漁業を営みたく、関係書類

記

1. 許可番号

沖 第 一 号

2. 旧漁船名

新漁船名

提出書類チェックシート（休業の届出）

許可番号 _____

漁業種類 _____

申請者 _____

		チェック欄
1. 必ず必要な書類		
（休業するとき）		
①休業届		
②印鑑登録証明書		
（再開するとき）		
①操業再開届		
2. 休業届とは		
<p>1 漁業時期（≒1年）を超えて休業する場合は、休業届を提出する。 ただし、休業期間は、以下の期間を超えることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を受けた直後 1年間 ・ 許可の有効期間中 2年間 <p>休業中に、操業を再開する場合は、操業再開届を提出する。</p>		

休業届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

私は、現在下記のとおり 漁業の許可を受け当該漁業を営んでいるところですが、下記の理由により当該許可に係る漁業を 年 月 日から 年 月 日までの間、休業することを届出ます。

記

1. 漁業種類 漁業
2. 許可(認可)番号 沖 第 - 号
3. 漁船名
4. 漁船登録番号 ON -
6. 休業の理由
(具体的に記述)

注:休業する期間は許可を受けた直後にあつては1年間、許可期間中にあつては2年間を超えることはできない。

操業再開届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

この度、 年 月 日付けで休業届を提出した下記の漁業の許可について、下記の理由により操業を再開することとなったことを報告します。

記

1. 漁業種類 漁業
2. 許可(認可)番号 沖 第 - 号
3. 漁船名
4. 漁船登録番号 ON -
6. 再開の理由
(具体的に記述)

廃業届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

氏名又は名称

実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

私は、これまで 漁業の許可を受けて当該漁業を営んで参りましたが、当該漁業に係る知事許可漁業を廃止しましたので届け出ます。

記

1. 漁業種類 漁業
2. 許可番号 沖 第 一 号
3. 漁船名
4. 漁船登録番号 ON -
5. 廃止日 年 月 日